

第7章 学 生

○岡山商科大学納付金規程

(平成12年3月29日 制定)

改正

平成12年10月17日	平成13年 6月26日
平成13年 7月31日	平成14年 4月19日
平成14年11月15日	平成15年 1月14日
平成15年12月11日	平成16年 5月11日
平成16年 8月17日	平成18年10月16日
平成18年12月 8日	2007年 3月 2日
2007年 5月24日	2007年11月12日
2008年 4月 7日	2009年 3月30日
2009年10月 1日	2010年 3月29日
2010年 5月27日	2011年 3月28日
2012年12月 4日	2013年 5月 2日
2014年 3月27日	2015年 3月26日
2017年 3月28日	2017年 5月26日
2018年 3月26日	2018年 5月28日
2020年11月27日	2021年 3月26日
2021年 5月28日	2022年 3月28日
2022年 5月30日	2024年 5月30日
2025年 5月30日	

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山商科大学学則（以下「学則」という。）第39条の2、岡山商科大学大学院規程（以下「大学院規程」という。）第31条及び岡山商科大学留学生別科規程（以下「別科規程」という。）

第23条及び第23条の2の規定に基づき、学則、大学院規程及び別科規程に定めるもののほか、岡山商科大学（以下「本学」という。）における納付金及び手数料等（以下「納付金等」という。）に関し、必要な事項を定める。

(納付金等の種類)

第2条 納付金等は、次の各号に掲げる分類別に定めるとおりとする。

- (1) 一般納付金 本学の学部生、大学院生及び留学生別科生に係る基本的な納付金であって、学則及び大学院規程に定める入学金、編入学金、授業料、教育充実費とする。
- (2) その他納付金 前号以外の納付金であって、教職課程履修料、学芸員課程履修料、学芸員課程博物館実習料、研究生及び委託生に係る入学金、同授業料、同施設拡充費及び同校費、科目等履修生に係る入学金及び履修料、聴講生聴講料、税理士特設講座受講生に係る受講料、復籍料並びに復学料とする。
- (3) 手数料等 次の4区分ごとに定めるところによるものとする。

- ① 検定料 入学検定料、編入学検定料、転学部・転学科検定料、科目等履修生入学検定料及び研究

生選考検定料とする。

② 受験料 追試験料及び再試験料とする。

③ 手数料 学位記再発行手数料、授業料等納付金証明書発行手数料、在籍料、事務手続経費、在学証明書発行手数料、在学期間証明書発行手数料、単位修得証明書発行手数料、単位修得見込証明書発行手数料、成績証明書発行手数料、卒業証明書発行手数料、卒業見込証明書発行手数料、修了証明書発行手数料、修了見込証明書発行手数料、税理士特設講座修了証明書発行手数料、税理士特設講座修了見込証明書発行手数料、成績・卒業見込証明書発行手数料、退学証明書発行手数料、教育職員免許状取得証明書発行手数料、教育職員免許状取得見込証明書発行手数料、学芸員資格認定証明書発行手数料、学芸員資格認定見込証明書発行手数料、調査表（大学院進学用）発行手数料、社会調査士指定科目証明書発行手数料、健康診断証明書発行手数料、推薦状発行手数料、学生証再発行手数料、仮学生証発行手数料、留学生別科生証再発行手数料、学生駐車場パスカード再発行手数料及びパソコン貸与手数料とする。

④ 使用料 学生寮入寮費、学生寮寮費、学生駐車場使用料、学生会館合宿室使用料及び蒜山ロッジ使用料とする。

(4) 受託徴収金 本学の関係機関又は関係団体に対する学生の納付金を本学が委託を受けて徴収するのであって、岡山商科大学学会費、岡山商科大学後援会費、岡山商科大学学友会費及び岡山商科大学同窓会費とする。

(納付金等の額・納期)

第3条 納付金等の額及び納付期限は、次の各号によるものとする。

(1) 一般納付金 学則、大学院規程及び留学生別科規程に規定するところによるものとし、同規定を整理し別表1に再掲する。

(2) その他納付金 別表2に掲げるとおりとする。

(3) 手数料等 別表3に掲げるとおりとする。

(4) 受託徴収金 別表4に掲げるとおりとする。

(納付期限の延期・納付額の減免)

第4条 前条の規定（別表を含む。）にかかわらず、納付金等を納付すべき者又はその保護者（以下「納付者等」という。）が天災地変その他不測の災難に遭遇した場合又は学費を納入期限内に納入することが著しく困難と認められる場合において、当該納付者等から納付期限内の納付が不可能として納付期限の延期を願い出たとき、又は当該納付者等から納付額の減免を願い出たときは、その事情により納付期限を延期し（当該納付期限の属する期末までに限る。）、又は納付額を減免することができる。

2 前項の適用は、本学の教学委員会の意見に基づく学長の意見を踏まえ理事長が決定する。

(納付)

第5条 一般納付金及び受託徴収金の納付は、原則として金融機関における振込制度の利用により所定の振込用紙をもって行うものとする。この場合における振込みに要する手数料等の経費は、納付する者の負担とする。

2 その他納付金及び手数料等の納付は、原則として現金をもって行うものとする。

(事務処理)

第6条 納付金等の未納による学生の除籍等に関する事項及び納付金等の事務処理において必要と認められる事項は、別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長の意見をふまえ理事会で決定する。

- 2 第2条第1項第2号（その他納付金）、第3号（手数料等）及び第3条第1項別表2、別表3の改正については、社会情勢の変化等を勘案し、理事長の承認を得て学長が決定できるものとする。
- 3 前項の改正について、学長は直近の理事会に速やかに報告しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 岡山商科大学納付金等徴収規程（昭和61年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 岡山商科大学除籍規程の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項第4号の規定にかかわらず、岡山商科大学納付金規程第4条の規定に基づき授業料等の納付期限を延期された場合は、前項第4号に規定するそれぞれの日は、これに当該延期された日数を加えた後の日とする。

附 則

この規程は、平成12年11月1日から施行し、平成13年度編入学の志願者及び大学院入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年12月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2007年4月1日から施行する。
- 2 第2条第1項第1号及び別表2に規定する「教育充実費」については、2008年3月31日までに入学した学生は、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2007年6月1日から施行する。
- 2 別表3に規定する「編入学検定料」について、2008年3月31日までに入学した学生は、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、２００８年４月１日から施行する。ただし、改正後の別表３の入学検定料及び編入学検定料については２００９年度の入学生から適用する。

附 則

この規程は、２００９年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、２０１０年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、２０１０年４月４日から施行する。ただし、２０１０年４月３日以前に入学した学生には、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、２０１３年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、２０１３年５月１日から施行し、２０１４年度入学者から適用する。ただし、海外で実施された留学生対象の入学試験による入学者は、２０１５年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、２０１４年３月２７日から施行する。ただし、改正後の別表１の②－２については２０１５年度の入学生から適用する。

附 則

この規程は、２０１５年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、２０１７年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、２０１７年５月２６日から施行し、２０１８年度入学者から適用する。ただし、学部留学生は２０１９年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、２０１８年４月１日から施行する。ただし、第２条第１項第４号及び別表４に規定する「岡山商科大学同窓会費」については、２０１９年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、２０１９年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、２０２０年１１月２７日から施行する。

附 則

この規程は、２０２１年３月２６日から施行し、第２条第１項第２号に規定する「税理士特設講座受講生に係る受講料」については、２０２１年度受講者から適用する。

附 則

この規程は、２０２１年０６月０１日から施行し、２０２２年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、２０２２年０３月２８日から施行し、２０２２年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、2022年06月01日から施行し、2023年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、2024年06月01日から施行し、2025年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、2025年06月01日から施行する。

(別表1)

一般納付金（学部生・大学院生・留学生別科生）

(別表1-1)

学部等	入学年次	1年次						2年次						
		入学金	教育充 実費		授業料		小計	教育充 実費	授業料		教育充 実費	授業料		小計
			前期	後期	前期	後期			前期	後期				
学部	1年次	10.00	16.00	42.00	16.00	42.00	126.00	16.00	42.00	16.00	42.00	116.00		
	3年次編入学	10.00					10.00					0.00		
大学院	1年次	10.00	16.00	42.00	16.00	42.00	126.00	16.00	42.00	16.00	42.00	116.00		
	1年次(3年コース)	10.00	16.00	42.00	16.00	42.00	126.00	16.00	42.00	16.00	42.00	116.00		
	1年次(1年コース)	10.00	16.00	50.00	16.00	50.00	142.00							
別科		10.00		30.00		30.00	70.00							

- 01 学則、大学院規程及び留学生別科生規程を整理して再掲。
02 納付期限は、前期4月30日、後期10月31日とする。
ただし、金融機関の休業日に当たるときは、当該休業日直後の営業日をもってその期限とする。
03 入学金は、上表で定める納付金と共に、入学手続で指定する日までに納付する。
04 本学園内附属高等学校、専門学校を卒業後、本学へ入学する者の入学金は全額減免とする。
05 本学学部卒業生の大学院入学金は半額減免とする。

(別表1-2)

岡山商科大学学修奨励制度運用細則 別表01「留学生学修支援減免制度」に規定される減免制度
※提携校、提携機関(本学園内附属高等学校、専門学校を含む)からの留学生入学者に適用

学部等	入学年次	1年次						2年次					
		教育充 実費	授業料	教育充 実費	授業料	小計	教育充 実費	授業料	教育充 実費	授業料	小計		
		入学金 (※)	前期	後期	前期		後期	前期	後期				
学部 授業料 20%減 免	1年次	10.00	16.00	33.60	16.00	33.60	109.20	16.00	33.60	16.00	33.60	99.20	
	3年次編入学	10.00					10.00						
大学院 授業料 20%減 免	1年次	10.00	16.00	33.60	16.00	33.60	109.20	16.00	33.60	16.00	33.60	99.20	
	1年次(3年コース)	10.00	16.00	33.60	16.00	33.60	109.20	16.00	33.60	16.00	33.60	99.20	
別科 減免なし		10.00		30.00		30.00	70.00						

入学金(※):本学園内進学者の入学金については、上記に関わらず、別表1-1の注04、05を適用する。

2025年度以後入学生用

単位;万円

3年次					4年次					計
教育充 実費	授業料	教育充 実費	授業料	小計	教育充 実費	授業料	教育充 実費	授業料	小計	
前期		後期			前期		後期			
16.00	42.00	16.00	42.00	116.00	16.00	42.00	16.00	42.00	116.00	
16.00	42.00	16.00	42.00	116.00	16.00	42.00	16.00	42.00	116.00	474.00
										242.00
										242.00
16.00	42.00	0.00	0.00	58.00						300.00
										142.00
										70.00

3年次					小計	4年次					小計	計
教育充 実費	授業料	教育充 実費	授業料		教育充 実費	授業料	教育充 実費	授業料				
前期		後期				前期		後期				
16.00	33.60	16.00	33.60	99.20	16.00	33.60	16.00	33.60	99.20	406.80		
16.00	33.60	16.00	33.60	99.20	16.00	33.60	16.00	33.60	99.20	208.40		
										208.40		
16.00	33.60				49.60						258.00	
										70.00		

(別表2)

その他納付金

(単位 円)

種類（対象等）			額	納付期限	備 考
教職課程履修料	1教科		20,000	申込み時	教育実習料を含む。
	2教科		30,000	申込み時	
学芸員課程履修料			20,000	申込み時	
学芸員課程博物館実習料			16,000	申込み時	
委託生・研究生	入学金		60,000	手続で指定する日	
	授業料		（表1）に掲げる該当入 学年度の年間額の1/2の 額		
	教育充実費				
科目等履修生	入学金		20,000	手続で指定する日	高大連携教育に関する 協定書に基づく高等学 校又は中等教育学校 （後期課程）に在学す る者で、在学する学校 長が推薦する者につい ては、入学金及び履修 料は徴収しない
	履修料	1単位につき	10,000		
税理士特設講座	受講料		30,000	手続で指定する日	
聴講生聴講料		1科目15時間 につき	科目等履修生履修料1単 位の額の2/3の額 （1,000円未満は四捨五 入）	手続で指定する日	
復籍料			20,000	復籍願提出時（除籍日か ら1か月以内）	岡山商科大学除籍規程 より再掲
復学科			10,000	復学願提出時（退学日か ら1年を越え3年以内）	岡山商科大学退学規程 より再掲

(注) 研究生及び委託生の入学金等並びに復籍料については、納付期限が金融機関の休業日に当たるときは、当該休業日直後の営業日をもってその期限とし、それ以外のその他納付金については、納付期限が本学の休業日に当たるときは、当該休業日直後の業務日をもってその期限とする。

(別表3)

手数料等(学部生・大学院生・留学生別科生共通)

(単位 円)

区分	種類(対象等)		額	納付期限	備 考
検定料	入学検定料・編入学検定料		①30,000 ②15,000 ③10,000 ④5,000 ⑤徴収しない	願書提出時	試験の種類等によっていずれかの金額とする。(学則, 大学院規程, 留学生別科規程より再掲)
	転学部・転学科検定料		15,000	願書提出時	
	科目等履修生入学検定料		10,000	願書提出時	高大連携教育に関する協定書に基づく高等学校又は中等教育学校(後期課程)に在学する者で, 在学する学校長が推薦する者については, 入学検定料は徴収しない。
	研究生選考検定料		15,000	願書提出時	
受験料	追試験料	1科目につき	1,000	願い出時	授業科目成績考査規程より再掲
	再試験料	1単位につき	1,000	願い出時	
手数料	学位記再発行手数料	1学位記につき	10,000	そのつど	
	授業料等納付金証明書発行手数料	1通につき	300	そのつど	外国語による証明書の発行手数料は, この表の額の2倍の額とする。
	在籍料	月額	10,000	大学の指定する日	休学期間中に徴収するもの。(学則より再掲)
	事務手続経費		①15,000 ②10,000 ③5,000 ④徴収しない	願書提出時	試験の種類等によっていずれかの金額とする。 入国管理局への申請手続き等に係るもの
	在学証明書発行手数料	1通につき	300	そのつど	外国語による証明書の発行手数料は, この表の額の2倍の額とする。
	在学期間証明書発行手数料	1通につき	300	そのつど	
	単位修得(見込)証明書発行手数料	1通につき	300	そのつど	
	成績証明書発行手数料	1通につき	300	そのつど	
	卒業(見込)証明書発行手数料	1通につき	300	そのつど	
	修了(見込)証明書発行手数料	1通につき	300	そのつど	
	税理士特設講座修了(見込)証明書発行手数料	1通につき	300	そのつど	
	成績・卒業見込証明書発行手数料	1通につき	300	そのつど	
	退学証明書発行手数料	1通につき	300	そのつど	
	教育職員免許状取得(見込)証明書発行手数料	1通につき	300	そのつど	
	学芸員資格認定(見込)証明書発行手数料	1通につき	300	そのつど	
	調査表(大学院進学用)発行手数料	1通につき	300	そのつど	
	社会調査士指定科目証明書発行手数料	1通につき	300	そのつど	
	健康診断証明書発行手数料	1通につき	300	そのつど	
	推薦状発行手数料発行手数料	1通につき	300	そのつど	

区分	種類(対象等)		額	納付期限	備 考
	学生証再発行手数料	1通につき	2,000	そのつど	
	仮学生証発行手数料	1通につき	500	そのつど	
	留学生別科生証再発行手数料	1通につき	800	そのつど	
	学生駐車場パスカード再発行手数料	1通につき	2,000	そのつど	
	パソコン貸与手数料	1台につき	14,000	そのつど	貸与用パソコンの初期化等の保守料、保険料、事務手数料(パソコン本体の購入費用は含まれない。)
使用料	学生寮入寮費	入寮時	①25,000 ②徴収しない	大学の指定する日	入寮の形態によりいずれかの金額とする。
	学生寮寮費	月額	①30,000 (基本額) ②25,000 (基本額) ③20,000 (基本額) ④45,000 ⑤徴収しない ⑥別途定める額	大学の指定する日	①は1部屋を1名利用の基本額 ②は1部屋を2名利用の基本額 入寮の形態によりいずれかの金額とする。
	学生駐車場使用料	半年	6,000	使用許可時	月額 1,000円
		1年	12,000		
	学生会館合宿室使用料	1人1泊	100	使用願提出時	
		1人1泊 (浴室併用)	150		
	蒜山ロッジ使用料	1人1泊	600	使用開始日の7日前まで	指導教員同行によるゼミ、体育実技等本学指定の行事等における使用の場合は、減額できる。
		日帰り	400		

(注) 蒜山ロッジ使用料については、納付期限が本学の休業日に当たるときは、当該休業日直後の業務日をもってその期限とする。

(別表4)

受託徴収金(大学院生は学会費のみ適用)

(単位 円)

学期 \ 種類	岡山商科大学 学会費	岡山商科大学 後援会費	岡山商科大学 学友会費	計	納付期限
前期	1,000	6,000	5,000	12,000	4月30日
後期	1,000	6,000	5,000	12,000	10月31日
計	2,000	12,000	10,000	24,000	

(2014年4月1日以降入学生に適用)

① 入会金は、岡山商科大学後援会(2,000円)、同学友会(3,000円)とし、上表で定める徴収金と共に、入学手続で指定する日までに納付する。

② 岡山商科大学同窓会費は、入学後3年目と4年目の前期・後期のそれぞれ7,000円を徴収する。ただし、3年次編入は入学時と2年目に、2年次編入は入学後2年目と3年目に徴収する。

③ 納付期限が金融機関の休業日に当たるときは、当該休業日直後の営業日をもってその期限とする。

